

令和5年度「豊浦町地域おこし協力隊」募集要項

豊浦町は、冷涼な北海道にあって比較的気候が温暖で雪が少ない道南に位置し、目の前には内浦湾（別名「噴火湾」）、“蝦夷富士”とも呼ばれる羊蹄山を臨む自然豊かな町です。

また、JR 室蘭本線、国道 37 号線、国道 230 号線、北海道縦貫自動車道が通る交通の要衝で、札幌市から車で 2 時間の圏内にあるほか、近隣には洞爺湖温泉やニセコなどの観光地があり、北海道内外で人気を博す“いちご・豚肉・ホタテ”の 3 大特産品を求めて、多くの観光客が訪れます。

一方、近年の急速な少子・高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化によって、豊浦町においても、地域コミュニティや住民同士の“つながり”が弱まりつつあります。今後、さらに社会が大きく変化すると予想される中で、こうした“つながり”が町を盛り上げる原動力になります。

そこで、豊浦町では、これまで、そうした“つながり”づくりのアプローチを行ってまいりましたが、新たに“教育×スポーツ”の観点から、町の活性化を目指しています。

「スポーツで町を盛り上げたい」と意欲のある方、まちづくりと一緒に取り組んでくれる方を募集します。

1. 募集人員

地域おこし協力隊（地域コーディネーター）

2. 仕事・業務内容

- (1) 健康増進・つながりづくりを目的とした町民向けスポーツ教室の企画・運営
- (2) スポーツを通じた関係人口創出
- (3) 部活動の地域移行に関わるコーディネーター
- (4) 町の社会教育事業の企画・運営
- (5) ホームページや SNS を活用した情報発信・宣伝業務

3. 募集対象者

- (1) スポーツを通じた地域づくり・まちづくりに興味のある方
- (2) スポーツに関わる専門的な資格・免許を保有している方
- (3) 原則として令和 5 年 4 月 1 日現在 20 歳以上、35 歳未満の方
- (4) 都市地域等から豊浦町に住民票を異動し移住できる方（お住まいの地域が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと）

※「都市地域等」：3 大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）と政令指定都市または地方都市（過疎、山村、離島、半島等の地域に該

当しない市町村)

- (4) 地域に溶け込み、地域行事等に積極的に参加するなど、住民と協働で地域活動に取り組める方
- (5) SNS 等での情報発信を得意とする方
- (6) パソコンやタブレット型端末でオフィスソフト(Microsoft Office、Google Workspace 等)を使用した業務が可能な方
- (7) DTP (デスクトップパブリッシング) や Web サイトの制作、Web デザイン等を得意とする方 ※必須条件ではありません。
- (8) 普通自動車運転免許を所持している方
- (9) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方

4. 勤務地

豊浦町内外

5. 勤務日及び勤務時間

- (1) 原則週 5 日勤務、週休 2 日。また、月曜日及び火曜日、12 月 31 日から翌年 1 月 5 日までは休日とします。
- (2) 勤務時間は、週 37 時間を基本とし、曜日により下記の 2 パターンとなります。
 - ア) 水曜～土曜 9:00～17:30 (7 時間 30 分勤務、休憩 1 時間)
 - イ) 日曜・祝日 9:00～17:00 (7 時間勤務、休憩 1 時間)
- (3) 休日や時間外に勤務した場合、代休を付与します。
- (4) その他、教育委員会と協議の上、出勤日・勤務時間を決定します。

6. 待遇等

- (1) 報酬
月額 210,000 円
- (2) 賞与
夏・冬 合計 408,000 円 (初年度)
- (3) 社会保険等
厚生年金・健康保険・雇用保険に加入します。(自己負担有)
- (4) 有給休暇
10 日を付与
- (5) 活動期間中の住居家賃
住宅は町が用意し、月額 20,000 円を上限に町が負担します。
- (6) 水道光熱費
月額 15,000 円を支給します。

(7) 通信費

月額 5,000 円を支給します。

(8) 活動期間中の車両

自家用車両を持ち込みください。月額 40,000 円を借上料および燃料費として支給します。

(9) その他

本町までの交通費、引越費用、生活備品、その他経費は本人負担となります。

7. 雇用形態・期間等

地方公務員法第 17 条及び第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員として豊浦町教育委員会教育長（以下、「教育長」）が任用します。

期間は、採用の日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

次年度から年度ごとに再度の任用ができるものとし、任用の最長期間は 3 年とします。

※毎年末に次年度の雇用について、活動内容により判断をさせていただきます。

8. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 5 年 1 月 23 日（月）～2 月 17 日（金）

※当日消印有効

※募集定員に満たない場合は、受付期間を延長

(2) 提出書類

・履歴書（写真貼付・様式任意、パソコンからのメールを受信可能なメールアドレスを記載）

・運転免許証のコピーまたは住民票（本人分）

・レポート（自己 PR、応募の動機、活動目標及び任期終了後のプランをテーマとし、A4 用紙に 1,600 字以内、様式・記載方法自由）

※選考結果に関わらず、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒049-5416

北海道虻田郡豊浦町字船見町 9 5 番地 2

豊浦町教育委員会 生涯学習課 社会教育係 【担当：ニッ森・渡邊】

電話：0142-83-2239 FAX：0142-83-3334

E-mail：shakai@town.hokkaido-toyoura.lg.jp

9. 選考

- (1) 第1次選考：書類選考の上、随時、文書またはメールで通知いたします。
- (2) 第2次選考：第1次選考合格者を対象に、豊浦町中央公民館、もしくはオンラインで第2次選考（面接試験）を行います。詳細につきましては、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。
※第2次選考試験のために必要な交通費等は個人負担となります。
- (3) 最終選考結果は、第2次選考試験終了後、概ね1週間以内に文書で通知いたします。
※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

10. その他

- ・募集に関するご質問は、「地域おこし協力隊募集に係る質問事項について」とし、文書により行ってください。
- ・ご質問は、郵送、メールで受け付けます。電話ではお受けいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・質問書には、質問内容の他、住所、氏名、Eメールアドレスを必ず明記してください。
- ・質問に対する回答は、質問者にEメールにて行います。
- ・賃金等については、令和5年度予算成立が前提となります。
- ・今後、内容等に変更が生じる場合があります。